

日勝地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白岡市	日勝地区(岡泉、実ヶ谷、千駄野、小久喜、上野田、下野田、爪田ヶ谷、太田新井、彦兵衛)	令和4年3月22日	-

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	532ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	307ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	125ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	104ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.5ha
(備考)	

注1:アンケート調査は農業委員会が行う111調査を根拠としております。

注2:④の面積は、下記の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区的課題

5つの中心経営体が市内において規模拡大を進めており、農地集積・集約化が図られている一方で、80歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が104haと、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも非常に多いため、新たな農地の担い手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

日勝地区的水田利用は、中心経営体である株式会社なんさいふあ一夢及び合同会社豊穂を中心に農地集積化を図るとともに、認定農業者等の規模拡大を図る農業者への農地集積を推進する。

日勝地区的畠地利用は、中心経営体である株式会社関田農園、アグリグリーン株式会社、榎本孝氏を中心に農地集積化を図るとともに、認定農業者等の規模拡大を図る農業者への農地集積を推進する。

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者、農業法人の受入れを促進し、規模拡大を図る農業者については中心的経営体に位置付け、さらなる農地集約化を図る。

注1:対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針は、地区内に広く周知したもので、寄せられた意見を基に修正を行ったものを記載しております。

注2:「中心経営体」には、農地の利用集積を行い、経営規模拡大が確実と市が判断する認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び市の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	株式会社関田農園	野菜	25 ha	野菜	30 ha	日勝地区
認農法	アグリグリーン株式会社	野菜	2 ha	野菜	7 ha	日勝地区
認農法	株式会社なんさいふあ一夢	水稻	8 ha	水稻	10 ha	日勝地区
認農法	合同会社豊穣	水稻	5 ha	水稻	10 ha	日勝地区
認農	榎本 孝	野菜	0 ha	野菜	0.5 ha	日勝地区
		果樹	2 ha	果樹	5 ha	日勝地区
計	5社		42 ha		62.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載しております。

注2:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載しております。

注3:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載しております。

注4:「今後の農地の引受けの意向」の「経営面積」欄は拡大後の総面積(意向)を記載しております。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地中間管理機構の活用方針】

中心経営体の農地集積は、原則、中間管理事業を利用するものとし、中心経営体が耕作しやすいよう連なった農地から率先して集約化を図っていく。

必要に応じて農地中間管理事業の特性を活かし、中心経営体間で農地を交換し、集約化を推し進める。

【入作希望者の確保方針】

規模拡大を図る農業者や新規就農者、大規模農業の実績を持ち、更なる規模拡大を図る農業法人の入作を、行政と地域の両面で積極的に支援する。

【高収益作物の導入方針】

農家の経営安定を図るため、収益性の高い野菜・園芸作物、果樹等への転換を推進する。

【区画拡大の推進方針】

効率的な農業を目指すため、市の農地流動化奨励事業による農地の集積や、耕作放棄地対策事業による遊休農地の解消などにより区画の拡大を推進する。

また、地域の実情に応じ、埼玉型ほ場整備事業等を活用するなど、耕作条件の改善について検討していく。

5 特産である梨の対象地区内における将来方針

後継者がおらず廃業する農業者の梨畠については、他の農業者が継承できるよう所有者と担い手を結びつけるマッチング体制を整備し、第三者継承を推進するとともに、新規就農者や規模拡大を図る農業者等の梨畠の集約化・団地化を支援することにより、特産である梨の再生を図る。